

平成 30 年度 一般財団法人 日本看護学教育評価機構 (JABNE) 臨時評議員会議事録

開催日時：2019 年 2 月 8 日 (金) 10:00～12:35

開催場所：日本看護学教育評価機構 神田事務所

出席者 (評議員会)：出席評議員数 評議員総数 7 名

出席評議員数 6 名

尚、評議員上泉和子は、青森県立保健大学学長室 (青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1) からテレビ会議システムにより参加した。(敬称略)

出席評議員 6 名：南裕子、正木治恵、川本利恵子、片田範子、上泉和子、大島弓子

欠席評議員 1 名：堀内成子 (敬称略)

議長：高田早苗 (代表理事)、南裕子 (評議員) (敬称略)

JANPU/JANBE 事務局：潮、川口、田中

I. 開会

評議員会は定数を満たしたので、定款第 2 2 条の規定により、出席評議員の中から選ばれた評議員 南裕子は議長席につき、本評議員会はテレビ会議システムを用いて開催する旨宣言し、テレビ会議システムにより出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した上で、本評議員会は有効に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

II. 議長選出

定款第 2 2 条により、評議員会議長は南裕子、記録は JABNE 事務局の潮で行われた。

III. 議事録署名人

定款第 2 7 条により、議長である南裕子及び出席した理事 1 名；代表理事の高田早苗とする。

IV. 議題

2. 評議員会議長の選出 (評議員決議事項)

南裕子先生が議長に選出され、議長席についた。

3. 理事候補者 3 名の承認 (評議員会決議事項)

資料 1

資料 1 をもとに、高田代表理事より理事候補者 3 名の説明がなされた。

石井邦子先生 (千葉県立保健医療大学 教授)、小山田恭子先生 (聖路加国際大学 教授)、佐々木幾美先生 (日本赤十字看護大学 教授) の 3 名が理事として承認された。

4. 理事 3 名の紹介

高田代表理事より理事候補者 3 名が紹介された。

佐々木先生は登記は戸籍上の浅倉の名前とするが、登記に関わらない理事会の際には旧姓の佐々木の名前で記録することとする。またここから石井理事、佐々木理事が本理事会に出席することになった。

5. 業務執行理事の承認(理事会決議事項)

井上智子理事、菱沼典子理事の2名が承認された。

6. 前回理事会議事録の承認(理事会承認事項)

資料 2

11 月中に理事・監事に配信した議事録等に、マーカー箇所(定款の条項番号や出欠の訂正、てにおはの見直し)の修正を行った旨を事務局より説明した。

<承認>

異議なく平成 30 年度第 1 回理事会議事録は承認された。

7. 定款の重要事項の確認(組織体制、役割、役員と評議員の相互の関係性等)

冊子:「看護学教育評価システム」

高田代表理事より冊子「看護学教育評価システム」をもとに、定款の主な条項(任期、権限、その他)や本機構の組織について説明がなされた。また、事務局体制については、「現在は JANPU 事務局全員が兼任しているが、JANPU 事務員(正職員 1 名、パート 1 名)を募集中であり、採用後は JANPU と JABNE の業務を遂行しながら徐々に JABNE の専任事務員としてシフトしていければと考えている」と事務局より報告があった。

また、理事ならびに評議員より下記のような意見が出された。

<意見>

- ・第 4 条(事業)に(1)から(7)までであるが、どこまでが評価事業に該当するのか?
←(1)から(3)までが評価事業と言える。第 4 条の事業の位置付けはこれから固めていく予定である。

8. 評価事業基本原則案と企画運営基本原則案の説明と承認

資料 3-1、3-2

高田代表理事より資料 3-1 と 3-2 をもとに、本機構の評価事業基本原則案について説明がなされた。初期段階で各委員会レベルまで詳細に規則を作成してしまうと、規程内容と実際の活動とで整合性が取れなくなる可能性があるため、評価事業と企画運営事業について基本原則案を作成している。また、本日の理事会(評議員会)の時間制約上、説明は評価事業基本原則案のみとするが、企画運営事業については各自必ず目を通して、訂正・加筆を含めて意見等ある場合は代表理事・事務局に連絡することとなった。

資料の修正箇所は以下の通り。

<修正箇所>

- ①【変更後○】評価員 ← 【変更前×】評価実施員
- ②【変更後○】評価員研修委員会 ← 【変更前×】評価者研修委員会(冊子「看護学教育評価システム」の 6 ページの「評価推進委員会」)
- ③【変更後○】評価員 ← 【変更前×】評価実施員

また、理事ならびに評議員より「評価事業基本原則案」について下記のような意見が出された。

<意見と確認>

- ①基本原則であるが、第 1 条の書き出しが「この規則」となっているが、これで適切か？
←「この基本原則は」と修正する。
- ②第 5 条（審査）と第 8 条（不適合）について
審査を受ける側からすると、審査結果の「不適合」という表現は吟味した方が良いのではないかと？
←評価基準に示されるので、基本原則内での表現は今後もう少し検討していきたい。
- ③第 3 条 2（評価の実施方法）について WEB 調査実施も予定していることを確認した。
実地調査は評価員の旅費その他の経費がかかるので、将来的には WEB 調査も検討していく。
- ④第 3 5 条（評価チーム）について
実務看護職者のイメージがつかめないが、具体的にはどういうことか？
←委員会でこれから詳細を詰めていく予定。米国の CCNE では評価チームの一員として「実務看護職者」を入れるのは一般的である。現状は「実務看護職者を含むことができるものとする」としており、含まないこともできる。詳細は決めていないが、将来的には実務看護職者が評価チームとして加わるようにしていきたい。
- ⑤評価事業基本原則案では評価が学部対象であるように読み取れるが、将来を見据えて大学院や短期大学（日本私立看護系大学協会からの要望）も記載した方がいいのではないかと？
←今後検討していくこととなった。

<結論と承認>

上記の修正箇所と意見に対する代表理事ならびに各委員長からの説明を含めて、2つの基本原則案は理事会で承認された。

9. 各委員会委員長の承認（理事会承認事項）

資料 4

資料 4 に基づいて、次の 7 つの委員会メンバーを確認して、各委員会の委員長の承認がなされた。
(敬称略)

1) 総合評価部会(下部の各委員会の委員長と副委員長で構成される)

①評価委員会

●委員長：井上智子理事

委員：武田利明理事、尾形由起子理事、三浦友理子（聖路加国際大学）、
内山孝子（日本赤十字看護大学）

②評価基準検討委員会

●委員長：菱沼典子理事

委員：秋元典子理事、岸田佐智理事、太田喜久子（日本赤十字看護大学）、石橋みゆき（千葉大学）

③評価員研修委員会

●委員長：北川眞理子理事、

委員：原祥子理事

④異議審査委員会

●委員長：大日向輝美理事

2) 企画運営部会(下部の各委員会の委員長と副委員長で構成される)

①総務・渉外委員会

- 委員長：小山田恭子理事
委員：岡谷恵子 (JANPU 常任理事)、

②財務委員会

- 委員長：石井邦子理事

③広報委員会

- 委員長：佐々木幾美理事
委員：中山栄純 (北里大学)

10. 今後のスケジュールと検討事項の確認

資料 5-1~5-4

高田代表理事より資料 5-1 について、2019 年 2 月 (本日) から 2020 年度末 (2021 年 3 月) までの評議員会、理事会、各委員会単位の業務内容とスケジュールについて示していると報告がなされた。また、資料 5-2 には評価員研修の進め方、試行評価と本評価の進め方と流れについて詳細に説明された。

<財務理事からの依頼>

各委員会の 2019 年度予算案(その裏づけとなる活動内容も)を 3 月中旬までに提出することとなった。

11. 定時評議員会の開催時期について

資料 6

- 1) 資料の訂正：資料 6「事業年度終了後 3 カ月以内 (4 月~7 月)」→【正】4 月~6 月
- 2) 2019 年 6 月 21 日 (金)14 時~で決定した。

今後は基本的に 6 月の第 3 金曜日とすると評議員会で決定した。

12. 入会と会費納入のプロセス、賛助会員の報告 (理事会報告事項)

資料 7-1~7-4

冊子「看護学教育評価システム」28~30 ページならびに資料 7-1~7-4 をもとに、現状の会員規程案について説明がなされ、近々に JANPU 会員校に対して入会の案内、会費納入時期などについて具体的にどのようなすべきか理事会から意見を募った。

また、賛助会員として医学書院が既に入会 (入会日は 2018 年 11 月 30 日、会費 30 万円) しているとの報告があった。

<意見と決定事項>

- ・【決定】正会員の入会案内は前年度の 9 月頃に送付。初年度 (今年度) は 2-3 月に送付する。
- ・【決定】6 月末までに会費支払い
- ・【決定】賛助会員には時期の縛りは決めない。
- ・退会した後審査に関して他言しない等、規定に盛り込む必要がある。
- ・次年以降の会費収入額の予測が難しいので、JANPU 会員校に入会の有無や時期、受審の意向を確認するアンケートを実施してはどうか?

13. 3 月 23 日 (土) 機構説明会の内容について (理事会報告事項)

資料 8

今後の具体的なスケジュール、会員校が評価前に準備すべきこと、評価員ご協力をお願いについて等説明する内容を検討していると高田代表理事より説明がなされた。過去の説明会や 2018 年 11 月 5 日 (月) の本機構設立記念講演会で説明した内容の繰り返しにならないように、より具体的な内容を説明できればと考えている。

14. 日本私立看護系大学協会の協力体制について

資料 9-1、9-2

高田代表理事より、日本私立看護系大学協会の大島弓子会長より書面(資料 9-1 を参照)を受け取っている。主な内容は次の 3 つである。

- 1) 「出資したこと(寄付金としてではなく)」を定款に明記してほしい。
- 2) 短期大学の評価について具体的に明確化してほしい。
- 3) 日本私立看護系大学協会から本機構の理事として加入させてほしい。

本機構としてどのように結論をだしまたどのように返答するか、理事会と評議員会で検討していただいた旨の説明がなされた。また、顧問税理士、弁護士、弁護士の紹介で法人設立や登記に詳しい司法書士 3 名の専門家にも事前に意見書を頂いている(資料 9-2 参照)。理事会ならびに評議員会より次のような意見が出された。

- ・ 3 名の専門家の意見としては、財団法人設立後の寄付を「出資」として取り扱うこと、またその寄付を定款に明記することは前例がなく、法人法にも定義がないため、できないものと考えられるとのこと。会計上は寄付金収入として扱うしかないと思われる。
- ・ 寄付(協賛・後援)として HP 等に掲載することは可能ではないだろうか。
- ・ 私立大学は JANPU と日本私立看護系大学協会の 2 つの組織に会費を二重で支払っているという意識があるため何らかの形を示せるといいと考えている。(大島評議員より)
- ・ 短期大学の評価には日本私立看護系大学協会に加わっていただくのが適切とは検討している。
- ・ 1 回の寄付に対して組織のポジションを与える(理事として就任する)というのは、他の業者からの寄付のことを考えると財団法人としては適切ではなく難しいのではないかと。
- ・ 現在の本機構の理事は基本的には評価体制を見込んで、全国の各ブロック毎に選出されているので、寄付した機関や団体から理事に選任されるのは適切ではないのではないかと。
- ・ 理事の選任方法については定款に記載はないが、規則等で今後定めていく予定である。
- ・ 短期大学の評価に、大学(4 年大学)の評価基準を適用していいのか、という問題になるのではないかと。(大学院の評価についても同様である)
- ・ 短期大学を評価の対象にするのは可能ではあるが、短期大学用の評価基準の策定等もあるため、本評価の同時スタートは難しいと思われる。
- ・ 短期大学の評価をするということは短期大学も本機構の会員になることを意味するので、会員規程も変更する必要がある。
- ・ 現在の会員規程案は JANPU 会員校(4 年制大学)を念頭に作成しているため、それを変更するかどうかは慎重に決めるべきと考える。
- ・ 一般的には「大学」には短期大学も含むので、定款を含む規程の全ての箇所を修正する必要はない。
- ・ 現段階で確約することはできないが、今後短期大学も評価の対象となり、日本私立看護系大学協会の理事にも加わっていただくことになると考えている。
- ・ 試行評価を実際にやってみないと、短期大学の評価スタートの時期は現段階では明示できない。
- ・ 短期大学、専門職大学の先生方には、委員会の委員として加わってもらえたらと期待している。

<結論>

- ・ 「出資金」ではなく、「寄付金」として取り扱い、定款には記載せず、ホームページその他の報告書に掲載する。
- ・ 短期大学も評価対象として前向きに検討していく。
- ・ 日本私立看護系大学協会から本機構の理事としてではなく、委員会の委員として参加していただく。

15. その他

V. 報告と庶務連絡

1. 庶務連絡(名簿一覧、JABNE 理事会と評議員会のアカウント、会計の内規について、その他)

評議員・役員(理事・監事)の名簿やグループアドレスの利用方法について綴じたファイルの説明が事務

局よりなされた。今後は名簿なども含めて定款や本日検討した基本原則等の規程についても、確定できたものからファイリングしていき、本事務所で保管して評議員会ならびに理事会でも閲覧できるようにする。従って、本ファイルを持ち帰ることも可能であることを確認した。

2. その他

- ・ JABNE のロゴマーク

デザインが決定して現在商標登録として出願中であり、このマークは今後は認定マークとして利用を予定していることが事務局より報告された。

■今後の理事会、総会、その他説明会の開催予定日時

- 1) 日本看護学教育評価機構説明会：2019 年 3 月 23 日 (土) @一橋講堂
- 2) 次回理事会：2019 年度第 1 回理事会：5 月 17 日 (金) 13-17 時予定
- 3) 次回評議員会：2019 年度定時評議員会：6 月 21 日 (金) 14 時 @JABNE 事務所

今後の理事会候補日をあげたが、理事会終了後の 2 月 15 日 (金) に次の開催日と決定した。

- ・ 第 2 回理事会：9/13 (金) 13 時～17 時頃
- ・ 第 3 回理事会：12/6 (金) 13 時～17 時頃
- ・ 第 4 回理事会：3/13 (金) 13 時～17 時頃

ただし、3 月末の説明会の日程については、JANPU と JANPUAPN 認定委員会との調整が必要となるため、まだ保留とする。候補日としては、3/28 (土)、3/29 (日) があげられ、JANPU と連続もしくは同日になるようにすることを確認した。

以上で平成 30 年度臨時評議員会が 12 時 35 分に終了した。

この議事録が正確であることを証するため、代表理事、副代表理事および出席監事より以上の議事を認め、記名押印する。

2019 年 6 月 21 日

評議員会議長氏名

南 裕子 

出席理事 (代表理事)

氏名

高田 早苗

